

議案第1号から
議案第2号まで

令和7年第1回沖縄県北部医療組合議会(定例会)議案

令和7年2月14日提出

沖 縄 県 北 部 医 療 組 合

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議案第1号	沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第2号	令和7年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算	5

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和6年沖縄県北部医療組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第1条中「報酬、期末手当」を「給与」に改める。

第8条を第12条とする。

第7条の見出し及び同条中「報酬及び期末手当」を「給与」に改め、同条を第11条とし、第6条を第10条とする。

第5条の見出しを削り、同条第1項中「この条」の次に「から第8条まで」を加え、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第4項を削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「(期末手当)」を付し、同条の次に次の3条を加える。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第8条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当

該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すこと

を妨げるものではない。

5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第9条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第9条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第4条第2項第1号及び第2号中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の受ける給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月14日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

沖縄県人事委員会の勧告を踏まえ、沖縄県の一般職に属する職員との権衡を考慮した沖縄県の会計年度任用職員の給与の状況等を考慮し、沖縄県北部医療組合の会計年度任用職員の給与を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和7年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

公立沖縄北部医療センター等整備事業 7,618,581千円

公立沖縄北部医療センター建設用地購入費 1,912,503千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、沖縄県から長期借入金3,013,233千円を借り入れる。

		収	入	
第1款	病院事業収益			255,015千円
第1項	医業収益			0
第2項	医業外収益			255,015
第3項	特別利益			0
		支	出	
第1款	病院事業費用			255,015千円
第1項	医業費用			224,938
第2項	医業外費用			30,077
第3項	特別損失			0
第4項	予備費			0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	資本的収入			9,531,084千円
第1項	企業債			5,832,500
第2項	負担金			194
第3項	補助金			3,698,390
第4項	固定資産売却代金			0
		支	出	
第1款	資本的支出			9,531,084千円

第1項 建設改良費	9,531,084
第2項 企業債償還金	0
第3項 借入償還金	0
第4項 無形固定資産	0

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公立沖縄北部医療センター等 整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	25,808,597千円
公立沖縄北部医療センター エネルギーサービス事業	令和10年度から 令和24年度まで	7,385,400千円
沖縄県北部医療組合病院事業 会計財務会計システム賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	566千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 公立沖縄北部医療センターの建設改良事業
- 2 限度額 5,832,500千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、借入償還金及び無形固定資産の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

91,524千円

令和7年2月14日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕